

公開特許公報英文抄録作成等の次期調達方針について

1. これまでの経緯

公開特許公報英文抄録作成及び欧米特許明細書等日文抄録作成の調達については、本委員会において、「仕様書の要件を緩和するとともに、分割発注を行うよう検討すること」との指摘を受けるとともに、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22.12.7 閣議決定）においても、一者応札の改善等の面から、適正な規模に分割した上での調達に改めるなど、改善の措置を講ずるべきとされた。

これらを踏まえ、平成23年度における調達では、データ抽出・編集作業と翻訳作業とを切り分けるとともに、翻訳作業についてはさらに国際特許分類に対応したセクション等に分割することで、競争に参入しやすい環境の整備を図り、複数の応札者を得て一者応札は改善された。

2. 前回調達における問題点

前回分割調達において下記の問題が生じ、次期調達においてその改善を図る必要性が生じている。

(1) 公開特許公報英文抄録作成

入札の結果、翻訳作業が2事業者で分割され、これにより翻訳品質の均一性と用語の統一性が確保できなくなった。これについて特許庁より、審査資料としての価値を高く維持する観点から、翻訳は同一事業者の手になることが望ましい旨強く要請された。

(2) 欧米特許明細書等日文抄録作成

本調達における翻訳作業は、明細書全体を把握した上でのサマリー作成であり、要訳等の直訳である公開特許公報英文抄録作成と比較して難易度が高く、事業者には技術面での造詣が必要となる。このため翻訳作業についての応札は、公開特許公報英文抄録作成の平均5者に比較し2者と少なく、結果として複数応札は達成したものの今後の入札において一者応札の可能性を残す結果となった。

3. 次期調達における方針

次期調達（H25Fy）では複数応札を維持しつつ、前回調達における問題点を改善するため、次の調達方針によることとしたい。

(1) 公開特許公報英文抄録作成

次期調達においても、作業内容が異なるデータ作業部分と翻訳作業部分については、引き続き分割して調達することとする。

ただし、本件翻訳作業は公報の要訳等の直訳であり、発注量が膨大であっても応札可能な事業者が多く存在することが、前回調達において判明している（国際特許分類各8セクションに平均5事業者の応札、うち4事業者は全8セクションに応札）。

よって、翻訳作業については、特許庁からの強い要請である翻訳品質の均一性と用語の統一性の確保を図るため、分割せずに1者に請け負わせることとしたい。

因みに、言語は異なるものの同じ要訳等の直訳であり、1者で全分野の翻訳を行っている中国公開特許の日本語翻訳データ作成事業（H24Fy 調達）においても、対応可能な事業者は多く、5者が応札に参加した。

《翻訳一括発注のメリット》

- ① 翻訳品質の均一性と用語の統一性の確保が可能となる。
- ② 翻訳作業が1者になることにより、国際特許分類8セクション毎にデータを振り分けるデータ抽出作業が不要となり、経費の削減が図られる。
- ③ プロセス簡略化により納期も早まり、我が国出願人の権利保護につながる公開特許公報英文抄録を、より早く公開することが可能となる。

《一者応札回避の見通し》

- 過去の入札結果から見て、本事業については翻訳部分を一括発注しても、相当数の応札者があると判断している。

(2) 欧米特許明細書等日文抄録作成

前回、公開特許公報英文抄録作成に応札し、欧米特許明細書等日文抄録作成に応札しなかった事業者へのヒアリングでは、「調達時期をずらしてもらえれば応札しやすくなる」、「翻訳作業の難易度から言えば、分割発注していただけるのは有益である」との意見があった。

しかしながら、本件事業については、結果として落札事業者が1者となったことから、翻訳品質について特許庁からのクレームが無いだけで、仮に分割発注された場合には、2.(1)同様の問題発生が懸念される。

よって、本調達については契約期間を1年間延長し、公開特許公報英文抄録作成との調達時期をずらすことで、競争に参加しやすい環境を醸成するとともに、翻訳部分を一括発注して複数応札が維持できるか、あるいは分割発注により多くの競争参加者を確保しつつ、用語の統一性等を図る工夫はないかなど、さらに時間を掛けて検討することとしたい。